

被扶養者認定に必要な提出書類一覧A（18歳未満の方及び25歳未満の昼間学生の方）

	提出 / 添付書類	同居していなくてもよい人				同居が必要な人		備考
		配偶者	子	兄弟姉妹	孫	甥・姪	伯父・叔父 伯母・叔母	
必ず提出する書類	被扶養者（異動）届（正・副2ページ）【IBM健保HPから印刷】 ※ 任意継続／特例退職は1ページ	○	○	○	○	○	○	・「被扶養者（異動）届」⑩欄は戸籍上の続柄（長男、次男など）を記入 ・夫婦が共に収入があり、子を被扶養者とする場合、夫婦の収入額を「被扶養者（異動）届」⑦欄「被保険者及び配偶者の年間収入」に記入（証明書の添付は不要） ※ 原則、収入の多い方の被扶養者となる
	扶養状況届（子の出生時は提出不要）【IBM健保HPから印刷】	○	○	○	○	○	○	※ 原則、収入の多い方の被扶養者となる
	在学証明書（学生証の写しは不可）	△	△	△	△	△	△	18歳到達後の最初の3月31日に到達する前の方は不要
	住民票の謄本（世帯全員）	○	○	○	○	○	○	・続柄が明記されたもの（内縁関係の場合、「夫（未届）」「妻（未届）」の表示があるもの） ・出生に伴い子を被扶養者とする場合、「出生届出済証明」（母子手帳に貼付）の写しでも可 ・外国人の方は在留資格・在留期間の表示があるもの ※在留資格が「特定活動」の場合、指定書（写）も要提出（通常、パスポートにホチキス止めされています）
	健康保険資格喪失証明書（写）／国民健康保険証（写）	○	○	○	○	○	○	どちらも提出できない場合、「提出不可の理由書」が必要
その他	続柄等を証明するもの （養子・内縁関係・別居のため 住民票で続柄の確認ができない場合等）	△	△	△	△	△	△	養子の場合は戸籍謄（抄）本または養子縁組届 別居家族の場合、戸籍謄（抄）本、改製原戸籍等 内縁の妻または夫を被扶養者とする場合、双方の戸籍謄本 出生に伴い子を被扶養者とする場合、「出生届出済証明」（母子手帳に貼付）の写しでも可
	婚姻届受理証明書／養子縁組届	△	△	△	△	△	△	

○印：必ず提出 △印：該当する人は添付が必要

注1) 扶養状況に応じて、追加書類が必要となる場合があります。

注2) (写)の記述がないものは、オリジナルをご提出ください。

注3) 在学証明書、戸籍謄（抄）本、住民票、所得証明書（課税・非課税証明書）は、3か月以内に発行されたものをご提出ください。

注4) 「18歳未満の方」は、「18歳到達後の最初の3月31日に到達するまでの方」の意味です。

注5) 「25歳未満の昼間学生の方」は、「25歳到達後の最初の3月31日に到達するまでの方かつ昼間学生の方」の意味です。

《昼間学生とは》

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒（法第6条第5号）です。

（大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校等）

ただし、大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程の方、通信制の課程の方は除きます。

注6) 25歳以上の方や、25歳未満であっても昼間学生でない方、在学証明書の提出ができない方は、「被扶養者認定に必要な提出書類一覧B」に基づき、必要な書類を提出してください。

注7) 25歳未満の昼間学生の方でも、退職や収入減により被扶養者となる方は、「被扶養者認定に必要な提出書類一覧B」に基づき、必要な書類を提出してください。

注8) 出生によりお子様を被扶養者とする場合は、被扶養者（異動）届・住民票以外の書類の提出は不要です（扶養状況届も不要）。

なお、住民票に代えて、出生届出済証明（母子手帳に貼付）の写しを提出いただくことも可能です。

ただし、国際結婚等でお子様と姓が異なる場合、被保険者又はお子様が外国籍の方の場合は、続柄確認書類（住民票、戸籍謄（抄）本など）が必要です。

注9) ⑦欄「被保険者及び配偶者の年間収入」について

前年の収入と今後の年収見込額に大きな差がない場合は、夫婦それぞれの前年の年間収入金額をご記入ください。

産休・育休等の休業、退職、就業先の変更、雇用契約の変更などで、前年の収入と今後の年収見込額が大幅に変わる場合は、今後1年間の年間収入見込額をご記入ください。